

公の施設の指定管理者の指定の件（麻生球場等）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市麻生球場	札幌市北区麻生町7丁目
札幌市平岸庭球場	札幌市豊平区平岸5条19丁目
札幌市円山総合運動場	札幌市中央区宮ヶ丘、宮の森、宮の森2条14丁目
厚別公園	札幌市厚別区上野幌3条1丁目、 上野幌3条2丁目

2 指定管理者

健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム

(代表団体)

札幌市中央区中島公園1番5号札幌市中島体育センター内

一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団

理事長 二木 一重

(構成団体)

札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 長澤 徹明

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、麻生球場、平岸庭球場、円山総合運動場及び厚別公園の指定管理者を指定するため、本案を提出する。